

令和7年度 第2回山形市男女共同参画審議会 会 議 次 第

日 時 令和7年12月18日（木）

午前10時00分～正午

場 所 山形市男女共同参画センター

5階 視聴覚室

1 開 会

2 企画調整部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 報告

令和7年度男女共同参画事業の進捗状況について

資料1

5 協議

（1）男女共同参画に関する「一行詩」の審査について

（2）男女共同参画に関する市民アンケートの結果について

資料2

（3）次期プラン策定スケジュール（案）について

資料3

（4）次年度以降の事業計画（案）について

資料4

6 その他

7 閉 会

令和7年度 第2回山形市男女共同参画審議会 席次

日時：令和7年12月18日（木）午前10時～正午
場所：山形市男女共同参画センター 5階視聴覚室

柿崎 悅子 会長

議長席

菅野 美由紀 委員

塩野 優子 委員

渡邊 さおり 委員

佐藤 朋子 委員

森山 謙一 委員

佐藤 善哉 委員

中村 明子 委員

中嶋 智子 委員

中森 有希 委員

記者席

傍聴席

—

11. The following table shows the number of hours worked by 1000 employees of a company. The data is grouped into 5 classes. Calculate the mean number of hours worked by the employees.

記者席

傍聽席

```
graph TD; A[事務局] --- B[部長]; A --- C[所長];
```

The diagram shows the organizational structure of the Ministry of Internal Affairs. At the top is the label "事務局". A vertical line descends from this label to a horizontal line. From the left end of this horizontal line, a vertical line extends downwards to the label "部長". From the right end, a vertical line extends downwards to the label "所長".

→ 出入口

令和7年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

区分／役職	フリガナ 氏名	職業・所属等	備考
1号委員 (知識経験を有する者)	会長 柿崎 悅子	大学関係者 山形大学ダイバーシティ推進室 准教授 (山形大学ダイバーシティ推進室 副室長)	2期 専門部会委員
	副会長 田中 晓	法律関係者 山形県弁護士会所属 弁護士	9期 専門部会委員
		報道関係者 山形新聞社 論説委員	2期
		企業関係者 山形商工会議所議員 株式会社東北萬国社 代表取締役社長	2期
		男女共同参画センター登録団体 上條 智広 やまがたイグメン共和国 広報大臣	5期
		Women's Campus山形1期生 株式会社terrace 代表取締役 中嶋 智子	2期
2号委員 (公募)		公募委員 中川 真純	2期
		公募委員 中森 有希	2期
3号委員 (関係行政機関及び団体の代表者)		山形労働局雇用環境・均等室長 高須賀 左知	1期 専門部会委員
		山形県福祉相談センター副所長(相談判定担当) (兼)女性相談支援センター副所長 菅野 美由紀	3期
		山形市女性団体連絡協議会 副会長 塩野 優子	3期
		連合山形地域協議会 女性委員会委員 長岡 明衣子	1期 R7.12～
		山形市PTA連合会 母親委員長 渡邊 さおり	1期
		山形市中学校長会 副会長 山形市立第五中学校長 佐藤 朋子	1期
		山形市小学校長会 山形市立西山形小学校長 森山 謙一	1期

【事務局】

<幹事> 企画調整部長 企画調整部次長 (兼)男女共同参画センター	伊藤 哲雄 所長 高橋 真枝
<書記> 男女共同参画センター 男女共同参画センター 参画推進係	副所長 遠藤 朋宏 係長 板垣 隼人 主幹 大石 唯 主査 後藤 優子 運営事務員 山本 まり子 運営事務員 笹原 映子 運営事務員 沼沢 理子 運営事務員 鈴木 祐美子 運営事務員 佐藤 亜希子

令和7年度 男女共同参画事業の進捗状況について

1 男女共同参画の推進

(1) 山形市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画施策の推進等について審議

【第1回：6月5日（木）、第2回：12月18日（木）】

(2) 山形市男女共同参画推進本部による推進

本部長を副市長とし庁内に設置

男女共同参画社会の実現を図るため、第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」を総合的に推進

①男女共同参画推進本部会議の開催

【幹事会：7月29日（火） 本部会議：9月30日（火）・書面開催】

②第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」の進捗状況調査

令和6年度事業の取組状況の調査結果を第1回男女共同参画審議会にて報告

市ホームページ、広報やまがた12月1日号において公表

③市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行

職員の男女共同参画に対する理解を更に深めるため、庁内情報ネットワークシステムを活用し配信

【おもな内容：Women's Campus 山形事業紹介、男女共同参画週間に向けた啓発など 配信：6月】

(3) 市民団体との連携推進

男女共同参画のまちづくりに向けて活動する市民団体の育成と団体の相互交流を促進

①女性団体の育成

市民や行政との連携を図り、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指す活動団体に運営費を補助

【対象：山形市女性団体連絡協議会】

②ファーラ市民企画講座の実施

男女共同参画社会実現を目的とする内容の事業を行う市民団体に対する講座の広報、経費等の支援

【申込：2団体・採択：2団体】

団体名	内容	講師	実施日	受講者
1 山形大学月山マイスターの会	山形大学月山マイスターの講座	山形大学理学部教授 横山 潤 氏 NPO法人エコアート 近田 郁子 氏	11月30日（日）	報告書 待ち
		月山マイスター 板垣 光昭 氏 T・K Friends 大沼 香 氏	12月7日（日）	
2 ヤマガタ防災・減災Action！	被災地からの声 ～フェイズ フリーな防災・減災アクション～	実施団体	1月18日（日）	実施前

(4) 山形連携中枢都市圏連携事業

①村山地域7市7町による圏域全体におけるファーラの広域活用

	寒河江市	上山市	村山市	天童市	東根市	尾花沢市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	合計
登録団体数(新規)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
講座受講者数	3	2	4	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	16
託児人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般相談件数	3	23	1	7	2	0	2	11	4	0	0	0	0	53
法律相談件数	2	2	0	2	0	0	3	1	1	0	1	1	0	13
貸館利用団体数	0	4	0	1	2	0	2	3	0	0	0	3	0	15
図書カード作成人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書貸出人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者計	8	31	5	14	5	1	8	15	5	0	1	4	0	97
前年度同時期利用者計	7	11	7	30	7	1	4	27	4	1	1	2	3	105

(11月末現在)

②男性育児休業取得推進

圏域内市町男性職員における育休取得率をより向上させるため、育休を取得した山形市役所男性職員及びその上司にインタビューを実施。インタビュー動画を圏域内職員向けに11月に配信

【参考】山形市ホームページアドレス

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/kyodosankaku/1017438/1017441.html>

2 男女共同参画計画の推進

(1) 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」

①女性リーダー育成事業

【講師：(株)グローバルインサイト 芦田恵美子氏】

日時	内容	参加者
8月21日(木)	「自分の価値観を考える」	17名
9月18日(木)	「リーダーシップを考える」	15名
10月16日(木)	「セルフマネジメントを考える」 「ビューティーセッション」（資生堂ジャパン㈱提供）	14名
11月13日(木)	「自分の貢献（キャリアビジョン）を考える」	13名

②g i r l u p !

日時	内容	参加者
7月5日(土)	「自分らしい未来って、どうつくる？」 ～「働く」ってどういうこと？／“今のわたし”を見つめてみよう 自己分析やキャリア形成についての対話型ワークショップ (講師：株式会社キャリアクリエイト 田中麻衣子氏)	12名
7月31日(木)	「若手女性社員のリアルボイスを聞く！」 働き方のリアルを体感する地元企業訪問・若手女性社員との交流 (訪問企業：リコージャパン株式会社山形支社、株式会社ジョイン、ミクロン精密株式会社)	11名
8月16日(土)	「“わたしの未来”を描いてみよう」 理想の未来と社会とのつながりを考えるワークショップ	8名
9月20日(土)	「トップと語ろう！」 社会で活躍するリーダーとのラウンドテーブル 「リーダーシップ」「価値観」「キャリア」などについて主体的に考えるプログラム【講評者：(株)グローバルインサイト 芦田恵美子氏、山形市 井上貴至副市長】	13名

③令和4～6年度参加者への継続支援

グループ名	日時	場所	内容	参加者	実施主体
YMF R	11月9日(日)	ビーエイトサロン	男性が女性との出会いの場やデートに 出かける際の服装コーディの提案	9名	R4事業 参加者
食を知り食を楽しむワークショップこめラボ	11月16日(日)	シェルターインクルーシブアリス コバル	ママを笑顔に！パパと飾り巻き寿司を作ってみよう	報告書 待ち	
KUKKA MYS A	12月14日(日) 15日(月)	山形市男女共同参画センター	ママと子供と一緒に安心して楽しめる 「居場所」作り ママと子供がそれぞれ心から楽しめる 「自分時間」作り	報告書 待ち	
くるみ	9月6日(土)	UNITE CAFÉ	女性の自己肯定感向上、ライフステージの 変化への適応、結婚後のセルフイメージの 確立を目指すワークショップ	11名	R5事業 参加者
夢叶プロジェクト	1月8日(木)	やまがたクリエイティブセンターQ1	大人のための夢発見と自己実現ワーク ショップ	実施前	
ラブマチyamagata	1月17日(土)	おやど「森の音」	少人数での婚活イベント（よりマッチング率を高める）	実施前	
TeNenTo	製作中		山形で活躍する女性リーダーを紹介する 「未来を切り拓く女性たちの輝きと 挑戦」と題したパネル展	一	
山形の魅力発見プロジェクト	発信中		インフルエンサーの声を通して若者に 届ける山形の未来	一	R6事業 参加者

(2) 市の審議会等委員への女性の参画推進

①「市政経営会議」における報告及び全庁への周知

さらなる女性委員参画の促進のための取組の徹底

②女性人材バンクの活用

審議会等委員や研修会講師等として活躍するための女性人材の整備と庁内への情報提供

登録者数：71名、各課照会件数：1件（11月末現在）

(3) 男女共同参画意識の啓発

①情報紙「ファーラ」の発行

令和8年3月発行予定

②小・中学生用男女共同参画学習資料「きらり かがやいて」の配布

対象：市内の小学1年生、4年生、中学1年生

配布時期等：5月に各学校へ対象児童・生徒全員分を配布

活用状況：各学校に調査実施中（令和8年1月に結果集約予定）

(4) 働きやすい職場づくりのための啓発

①広報やまがたにおける事業所の紹介「未来をひらく人と企業」

発行号	掲載企業	担当課
令和7年度	4月1日号 おふろCafé yusa	男女共同参画センター
	6月1日号 株式会社スティーブアスタリスク	働きやすさ追求室
	8月1日号 山形酸素株式会社	男女共同参画センター
	10月1日号 有限会社江口産業	働きやすさ追求室
	12月1日号 トヨタカローラ山形株式会社	男女共同参画センター
	2月1日号 未定	働きやすさ追求室

②イクボス制度の啓発

③山形市役所管理職によるイクボス宣言の実施

④山形市役所内での「イクメン全力応援プラン」の実施

(5) DV防止及び支援対策

①DV防止の啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」週間（11月12日～25日）に関する取組

- ・市内高校・専門学校・大学等にDV防止リーフレットとデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュ配付
- ・期間中、市職員管理職によるパープルリボン着用
- ・山形市女性団体連絡協議会会員によるデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュ配付
【11月18日(火) 山形駅東西自由通路】
- ・DV防止啓発パネルの展示（道の駅やまがた蔵王 樹氷ホール、男女共同参画センター）

②DV防止講座の開催

市民を対象としたDVを未然に防ぐための講座の実施

（今年度は女性に対する暴力をなくす運動啓発事業として実施）

日時	内容	講師	受講者
1月24日(土)	知って備えよう！女性や子どものための防犯レッスン～プロから教わる防犯術～	山形警察署 生活安全第二課 課長 畠山 紘司 氏	開催前

③DV対策庁内連絡会議の開催

関係課等での連携、DV防止及びDV被害者に対する適切な支援について再確認、住所閲覧防止届出に関する情報管理の徹底、全国における情報漏洩の事例紹介等【6月19日（木）開催】

④庁内相談窓口担当者研修会の開催

DV被害者からの相談を受ける市職員のスキルアップにつながる研修会の実施

日時	内容	講師	受講者
1月7日(水)	グループワーク（事例検討）など	公益社団法人やまがた被害者支援センター 犯罪被害相談員・公認心理師 片山 枝美 氏	開催前

(6) 困難な問題を抱える女性への支援（各相談事業含む）

①生理用品の無償配付

対象：経済的な理由等で生理用品の購入が困難な市内在住の女性

配付方法：対象者からの申し出により、男女共同参画センター窓口にて手渡し

年度	令和4年度 (8月～3月)	令和5年11月末	令和6年11月末	令和7年11月末
配付件数	26	52 (73)	70 (109)	84 —

※カッコ内は年度末の数値

②一般相談【相談体制】女性カウンセラー、開館日毎日、週27時間、予約制

年度	相談件数	相談人数	男性	女性
			男性	女性
令和5年11月末	323 (490)	172 (266)	34 (47)	138 (219)
令和6年11月末	369 (523)	210 (295)	29 (42)	181 (253)
令和7年11月末	353 —	207 —	35 —	172 —

※カッコ内は年度末の数値

③法律相談【相談体制】弁護士、毎月第2・第3・第4水曜日、16時～18時、予約制

年度	相談件数	相談人数	男性	女性
		男性	女性	
令和5年11月末	77 (111)	24 (37)	53 (74)	
令和6年11月末	87 (129)	29 (41)	58 (88)	
令和7年11月末	87 —	34 —	53 —	

※カッコ内は年度末の数値

④女性の健康相談【相談体制】助産師、隨時

年度	令和5年11月末	令和6年11月末	令和7年11月末
相談件数	31 (45)	24 (32)	22 —

※カッコ内は年度末の数値

(7) 性の多様性に関する理解促進への取組み

①市職員及び市民を対象とした性の多様性に関する理解促進講座の実施

・市職員向け

日時	内容	講師	受講者
9月18日(木)	基礎知識・ケーススタディ	性的マイノリティ当事者	57所属 64名

・市民向け

日時	内容	講師	受講者
3月8日(日)	絵本を通してジェンダー表現と多様性について考える	子どもの本の翻訳家 横山 和江 氏	開催前

②リーフレット等による周知啓発

③性の多様性に関する図書コーナーの充実、パネルの展示

関連図書蔵書数：95冊（11月末現在）

④中学生を対象とした性の多様性に関する学習機会の充実（再掲）

⑤やまがたカラフルパレードへの後援・参加

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画に関する「一行詩」

募集期間	7月14日（月）～9月30日（火）
応募総数	大学・一般の部：6作品 中学・高校の部：515作品
審査会	12月開催（審査員）山形市男女共同参画審議会各委員
入賞数	大学・一般の部：令和7年度より入賞制度なし 中学・高校の部：最優秀1、優秀3、入選10程度
表彰式	令和7年度より取り止め。入賞者には学校を通し賞状を授与
周知方法	入賞作品を含む全応募作品を市ホームページなどに掲載

(2) 男女共同参画宣言都市関連事業

①男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせたパネル展示

山形市役所1階エントランスホール、男女共同参画センター

②男女共同参画週間に関連した講座の開催

日時	内容	講師	受講者
7月19日（土）	世界から見たジェンダー平等社会 ～日本が抱える課題とその解決に向けて～	元国連機関職員 宮負 こう 氏	32名 うちオンライン5名

③法律相談「女性の権利110番」

実施日	場所	相談体制	相談者
6月27日（金）	男女共同参画センター4階	県弁護士会所属弁護士4名	面談：1件 電話：3件

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業

①自主企画講座の実施

開催日	内容	講師	受講者
女性に対する暴力をなくす運動啓発【再掲 P.3参照】			
イ ク メン ・ イ ク ジ イ	11月1日（土） パパ・おじいちゃんと！からだであそぼう！ ～ふれあい運動タイム～	OYAKO Fit 指導者 細谷 徹 氏	8組 16名
	12月6日（土） 親子モノづくり工房 やまがたの木を使ったクリスマスツリーブル	家具工房モク・木の家具ギャラリー 渡邊 英木 氏	10組 22名
	2月7日（土） 親子かけっこ講座 走り方のコツを学ぼう ～親子で楽しく“速くなる”ひみつを体験！～	山形市男女共同参画センター 主幹 大石 唯	開催前
	3月7日（土） 和菓子職人体験 ～お父さん、おじいちゃんといっしょに～	乃し梅本舗佐藤屋 八代目 佐藤 慎太郎 氏	開催前
エン パ ワー メント	9月27日（土） 描いてみよう♡ こころ安らぐアートな筆文字	SmileAssist ゆみん 氏	20名
	11月29日（土） コーヒーを学ぶ 【J.C.Q.A認定コーヒーインストラクター3級認定講座】	J.C.Q.A認定コーヒーインストラクター1級 赤塚 宏之 氏	13名
	2月21日（土） ハラスメントについて（予定）	調整中	開催前
	調整中	調整中	開催前

	開催日	内容	講師	受講者
健康	8月6日(水)	親子で学んで作ろう 夏野菜カレー！	山形市健康増進課 主査 本間 友恵（管理栄養士）	4組 8名
	9月14日(日)	呼吸と動きのアート ～ピラティス&ヨガストレッチ～	フィットネスインストラクター 小林 恵理子 氏	23名
	9月28日(日)			24名
	10月4日(土)	おくすりイヤイヤ、どうしてる？薬剤師の 子育て応援講座 ～おくすりもグッズも、上手に使おう！～	みつばち薬局 薬剤師 今井 隆裕 氏	6名 うちオンライン 1名

性の多様性に関する理解促進【再掲 P.4参照】

男女共同参画	10月25日(土)	笑いは宝！落語で笑顔あふれるまちに	宝笑亭姉妹 宝笑亭 熊水 氏 宝笑亭 卵さ銀 氏	第1部 30名 第2部 30名
	11月22日(土)	キャンドルテラリウムで冬の街をつくろう	風の呼 佐藤 絵里子 氏	10名

男女共同参画週間・女性学【再掲 P.5参照】

防災	8月30日(土)	～大切な命を守るために～いざという時に役立つ防災と応急手当	山形県防災士会 防災士・応急手当指導員 鈴木 美香 氏	15名
	11月10日(月)	子どもを守る愛の火災予防	一般社団法人 火災予防のONE LOVE 代表理事 渡邊 航生 氏	4名

育児サークル研修会

②出前講座の実施

・小中学校向け出前講座「いのちの学習」（10校）

実施日	学校名	内容	講師	受講者
9月25日(木)	第二中	成長する思春期のこころ	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3年生 154名
10月28日(火)	第四小	いのちの安全教育 自分と相手の「心・体・言葉の境界線」	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3・4年生 65名
11月14日(金)	西山形小	第二次性徴、いのちの誕生	マミーズルーム 助産師 荒井 真智子 氏	4~6年生 28名
11月26日(水)	楯山小	赤ちゃんから学ぶ 友達との付き合い方、自分の命の守り方	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	5年生 32名
12月2日(火)	鈴川小	おなかの赤ちゃん、赤ちゃん誕生	助産師 横尾 真琴 氏	2年生 77名
12月10日(水)	蔵王第一中	自分を知ろう！ いのちの日に学ぶ中学生のための思春期講座	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	全学年 300名
12月17日(水)	みはらしの丘小	命のはじまり・赤ちゃん誕生	助産師 山田 富士子 氏	2年生 77名
1月13日(火)	東沢小	自分の体・友達の体を大切にすることなど	助産師 山田 富士子 氏	3・4年生(実施前)
1月26日(月)	南山形小	男女の第二次性徴や心の成長	マミーズルーム 助産師 荒井 真智子 氏	4年生(実施前)
1月28日(水)	千歳小	いのちの教育（赤ちゃん誕生・命の大切さ）	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	2年生(実施前)

・企業・事業所向け出前講座（12事業所・団体）

実施日	派遣先	内容	講師	受講者
6月7日(土)	東洋設備工業株式会社	ワーク・ライフ・バランス	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	11名
7月12日(土)	東北労働金庫山形県本部	カスハラに発展させないためのクレーム・苦情対応の基本	三井住友海上 経営リスクアドバイザー 竹内 靖人 氏	27名
7月16日(水)	山形信用金庫	中堅職員に求められるコミュニケーションスキル・指導力向上研修	特定社会保険労務士 楠本 香織 氏	29名
7月17日(木)	サンコー食品株式会社	初級管理者向けマネジメント研修	産業カウンセラー 斎藤 ひろ美 氏	14名
7月25日(金)	山形工業団地組合	世代間のギャップ対処法	産業カウンセラー 斎藤 ひろ美 氏	23名
9月30日(火)	ヤマガタエンジニアリング株式会社	管理職向けのハラスメント研修	特定社会保険労務士 太田 佳代 氏	24名
10月10日(金)	税理士法人ピアツーピア	それぞれの立場で学ぶハラスメント判断に迷うグレーディングを考える	産業カウンセラー 斎藤 ひろ美 氏	11名
10月15日(火)	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	風通しの良い職場環境を作るためのコミュニケーション術	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	29名
10月22日(水)	社会福祉法人 友愛会	指導監督職(主任以上)研修 「信頼を育てる伝え方」	産業カウンセラー 斎藤 ひろ美 氏	8名
11月5日(水)	東ソー・スペシャリティ マテリアル株式会社	パワーハラスメント防止のためのリスク管理方法	社会保険労務士 森岡 史子 氏	22名
1月24日(土)	山形県放射線技師会	ハラスメントについて	社会保険労務士 森岡 史子 氏	開催前
1月27日(火)	杉の子クラブ	誰もが気持ち良く働ける職場環境づくり	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	開催前

③ファーラ市民企画講座の実施【再掲】

(3) 市民活動支援事業

①ファーラ市民企画講座の実施【再掲】

②貸館（貸室）事業の実施

男女共同参画社会実現を目的として活動している市民団体への支援

年度	利用人数	貸出実績	
		男性	女性
令和5年11月末	3,888 (5,614)	1,151 (1,583)	2,737 (4,031)
令和6年11月末	4,825 (6,780)	1,342 (1,892)	3,483 (4,888)
令和7年11月末	5,000 —	1,402 —	3,598 —

※カッコ内は年度末の数値

(4) 情報収集提供事業

男女共同参画に関する図書や他機関等の取組み等に関する情報資料収集及び市民の方への情報提供
情報コーナーの一部を学習スペースとして開放

・図書利用実績

年度	蔵書数	貸出実績	
		人数	冊数
令和5年11月末	5,204	48 (69)	69 (118)
令和6年11月末	5,215	47 (66)	98 (137)
令和7年11月末	5,197	32 —	66 —

※カッコ内は年度末の数値

(5) 交流事業

小グループの打合せ等に使用できるよう男女共同参画センター4階交流コーナーの開放

・情報コーナー／交流コーナー利用実績

年度	利用人数		
		男性	女性
令和5年11月末	2,261 (3,551)	1,072 (1,837)	1,189 (1,714)
令和6年11月末	3,416 (5,287)	1,569 (2,531)	1,847 (2,756)
令和7年11月末	3,938 —	2,268 —	1,670 —

※カッコ内は年度末の数値

※参考 センター利用状況

年度	利用人数		
		男性	女性
令和5年11月末	6,622 (10,167)	2,344 (3,734)	4,278 (6,433)
令和6年11月末	8,791 (12,989)	3,042 (4,689)	5,749 (8,300)
令和7年11月末	9,415 —	3,805 —	5,610 —

※カッコ内は年度末の数値

男女共同参画に関する市民アンケートの結果について

1 目的

山形市の男女共同参画に関する市民の意識・実態を把握し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を総合的に推進し、令和9年度からの新しいプラン策定のための基礎資料を得ることを目的に実施した。

2 調査対象

山形市内に居住する方

3 調査方法

Web アンケート

4 調査期間

令和7年9月1日～11月30日

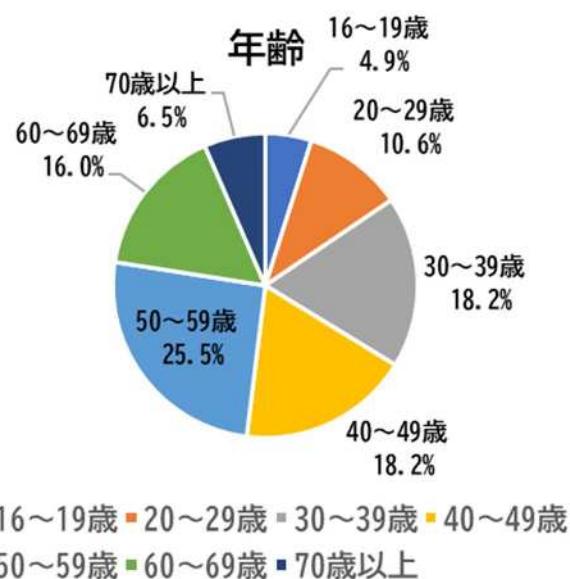
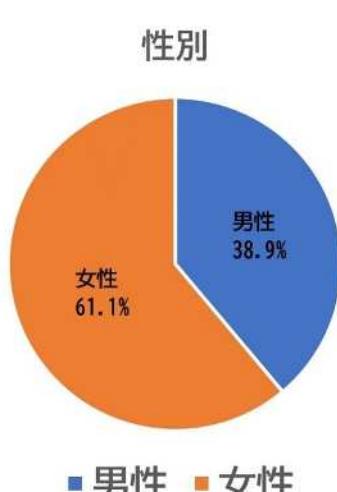
5 調査基準日

令和7年9月1日

6 回答結果

(1)回答者数 368人

内訳：女性225人 男性143人



7 アンケート内容

主に第4次プランで掲げる4つの評価指標（次頁参照）に関してなど、14項目

第4次プラン評価指標及び進捗状況

基本目標	指標名	プラン策定時の状況		令和6年度 数値	アンケート 速報値	目標値 令和8年度
		年度	数値			
基本目標I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 社会全体で男女平等と思う人の割合	R元	16.6%		21.2%	25%
	2 社会通念や慣習・しきたりで男性優遇を感じる人の割合	R元	77.7%		70.7%	50%
	3 男女共同参画センター会議室等利用率	R元	63.4%	50.6%		65%
	4 男女共同参画学習資料を活用した学級の割合	R2	98.1%	100.0%		100%
	5 県外から市への女性転入者数-市から県外への女性転出者数	R2	-321人	-558人		0人
基本目標II あらゆる分野での男女共同参画の実現	6 市の審議会等委員に占める女性委員の割合 (うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合)	R2	30.0% (35.3%)	28.4% (32.7%)		40% (50%)
	7 女性人材バンク登録者数	R2	75人	69人		100人
	8 女性人材バンク年間活用件数(※1)	R元	73件	82件		100件
	9 市における女性管理職の割合(課長相当職以上)	R3	19.5%	21.7%		30%
	10 市内事業所における女性管理職の割合(課長相当職以上)	R元	12.6%			21%
	11 山形県防災土養成講座を受講し、防災土資格を取得した女性の数(市在住者)	R2	5人	24人		11人
	12 市内事業所における男性の育児休業取得率	R元	20.9%			30%
	13 男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	R元	69.6%		40.2%	50%
	14 男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数(※2)	R2	4回	5回		4回
	- 男性の1日平均家事時間0分の割合 (モニタリング指標※3)	R元	3.6%		5.6%	
基本目標III 安全・安心な暮らしの実現	15 DV相談窓口を知っている人の割合	R元	73.8%		91.0%	80%
	16 DV被害を相談した人の割合(※4)	R元	20.7%		18.3%	50%
	17 小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数(※2)	R2	4校	10校		5校
	18 健康講座の実施回数(※2)	R2	4回	4回		4回
	19 市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服(スラックス)の導入校の割合	R3	62.1%	96.4%		100%
	- 山形市におけるDV相談件数 (モニタリング指標※5)	R2	320件	294件		

※1 算出式 審議会への活用件数 + 委員会等への活用件数 + 講師等への活用件数

※2 男女共同参画センターが実施する講座の回数

※3 第3次プランで目標達成したため、数値目標は設定しないが、状況把握のためモニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

※4 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合 - 相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合 - 相談状況で「無回答」の人の割合

※5 DV相談受付件数の増減が、必ずしもDV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

次期男女共同参画プラン策定スケジュール（案）について

1 計画の目的

山形市男女共同参画推進条例第9条に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定する。

家庭や社会における根強い固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、女性の活躍を推進し、地域づくり、働く場などあらゆる場面における男女共同参画の促進を図り、「男女共同参画のまち山形」の実現を目的とする。

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法及び山形市男女共同参画条例に基づき、山形市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画とする。
- (2) 男女共同参画社会基本法のほか、以下の法律で定める施策の基本計画等を包含する。
 - ①女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）
 - ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）
 - ③困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- (3) 「山形市発展計画2030」の関連計画として、各分野にわたる他の関連部門の計画との整合性を図る。

3 計画の名称

関連法における施策の基本計画等を策定したものを総称し、第5次「いきいき山形男女共同参画プラン」とする。

基本法及び関連法令

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍に関する法律
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

国

- ・第6次男女共同参画基本計画（現在策定中）
- ・女性の職業生活における活躍に関する基本方針
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

山形県

- ・山形県男女共同参画計画
- ・山形県女性の職業生活における活躍に関する計画
- ・第4次山形県DV被害者支援基本計画
- ・山形県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

山形市

山形市発展計画2030

山形市男女共同参画推進条例

第5次「いきいき男女共同参画プラン」

- ・山形市男女共同参画計画
- ・山形市職業生活における女性活躍推進計画
- ・山形市DV防止基本計画
- ・山形市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画



山形市関連計画

4 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

5 策定の主なスケジュール

時期	会議等名	内容
令和 8 年 5 月	第 1 回男女共同参画推進本部 幹事会 (庁内会議)	プラン策定スケジュール及び 体系について
	第 2 回男女共同参画推進本部会議 (庁 内会議)	プラン策定スケジュール及び 体系について
	庁内各課照会	プラン素案に係る照会、調査
6 月	第 1 回男女共同参画審議会(諮問)	プラン策定スケジュール及び 体系について
8 月	第 2 回男女共同参画推進本部 幹事会	プラン素案協議
	第 2 回男女共同参画推進本部会議	プラン素案協議
10 月	第 2 回男女共同参画審議会	プラン素案意見聴取
12 月	市議会	中間報告
	第 3 回男女共同参画審議会	プラン案協議
令和 9 年 2 月	審議会会長より市長へ (答申)	プラン答申
	市政経営会議 (庁内会議)	プラン協議
3 月	新プラン決定	
	市議会	報告

次年度以降の事業計画（案）について

1 男女共同参画の推進

(1) 山形市男女共同参画審議会の開催【変更】

令和8年度	次期プラン策定に伴い、3回（6月・10月・12月）開催予定
-------	-------------------------------

(2) 山形市男女共同参画推進本部による推進【継続】

(3) 次期男女共同参画プラン策定【新規】

令和8年度	2月に次期プラン決定予定 ・アンケートやヒアリング結果等を参考に次期プラン素案作成 ・市民の方からの意見聴取や審議会における協議等の実施
-------	--

(4) 市民団体との連携推進【変更】

令和8年度	市民企画講座事業【廃止】 ①近年の応募団体が2～3団体かつ特定の団体となっていることから、市民団体等による活動のきっかけ作りはある程度達成できたと推測 ②山形県において類似の支援事業を実施
	今後の連携【拡充】 ・Women's Campus 山形参加者による活動支援 ・学生による講座企画 など

(5) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用【拡充】

令和8年度以降	①育児休業を取得した山形市以外の圏域内市町男性職員及びその上司のインタビュー動画作成 →圏域内市町職員向けに配信 ②圏域内企業の男性社員及びその上司のインタビュー動画作成 →圏域内市町ホームページ等で周知
---------	---

2 男女共同参画計画の推進

(1) 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」【拡充】

令和8年度	①ワークショップの対象は女子高校生のみ ②市内企業を対象に、女性活躍推進に関する課題に対し、専門的な知識やノウハウを用いて課題解決の助言や戦略立案、実行支援の実施（想定1社） ③今年度事業参加者に対するアフターフォロー ④女性活躍等に関するプロジェクト支援
-------	---

(2) 市の審議会等委員への女性の参画推進【継続】

(3) 男女共同参画意識の啓発【継続】

(4) 働きやすい職場づくりのための啓発【継続】

(5) DV防止及び支援対策【継続】

(6) 困難な問題を抱える女性への支援【拡充】

令和8年度	次期男女共同参画プランに包含し、計画を策定予定
-------	-------------------------

(7) 性の多様性に関する理解促進への取組み【継続】

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画に関する作品募集【変更】

令和8年度	「一般の部」「高校・中学の部」のカテゴリーを廃止のうえ募集（表彰なし・賞なし） 令和8年度をもって終了予定
-------	--

(2) 男女共同参画宣言都市関連事業【継続】

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業【変更】

令和8年度	市内大学生企画による若年世代向けの講座実施予定 ・若年世代における男女共同参画意識のさらなる浸透 ・講座の企画から実施後まで関与
-------	--

(2) 市民活動支援事業【変更】

※再掲：1- (4)

(3) 情報収集提供事業【継続】

(4) 交流事業【継続】

5 その他

(1) フアーラ開館30周年（令和8年度）

○山形市男女共同参画推進条例

平成25年3月19日条例第2号

山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条—第27条）

第4章 雜則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。

（3） 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。

（4） 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。

（5） 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（1） 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。

（2） 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣習によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

（3） 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決

定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。

(5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

（施策の推進体制の整備）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

（広報活動等）

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査等）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

（積極的格差是正措置）

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

（活動等への支援）

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（拠点施設）

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

（性別による人権侵害の被害者等への支援）

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談への対応）

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

（苦情への対応）

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

（審議会の設置）

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

（組織等）

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 雜則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)
- 2 山形市男女共同参画推進協議会条例（平成3年市条例第6号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき定められている第2次山形市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の山形市男女共同参画推進協議会条例第4条第2項の規定により委嘱されている山形市男女共同参画推進協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、それぞれ第22条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。
(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 5 山形市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第8号）の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕